

第2次計画と「SDGsのゴール」との関係について

(1) 基本的な考え方

第3次枚方市環境基本計画では、計画で設定した基本目標の達成に向けて、SDGsを意識して環境保全の取り組みを進めることが重要であり、計画の基本目標とSDGsのゴールとの関係を示しました。（資料8 ページ参照）

市域において、身近な一つ一つの取り組みの積み重ねが地球環境の保全につながっていくという視点を持つことが、様々なSDGsのゴールの達成につながっていくことから、分野別行政計画となる第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、第3次枚方市環境基本計画で示した関連するSDGsのゴールを基礎に、基本方針との関係を示します。

(2) 計画の基本方針とSDGsのゴールとの関係

①第2次計画とSDGsとの関わり（第3次枚方市環境基本計画の記載をベースに作成）

SDGsの17のゴールは、相互に関連し、社会、経済、環境の3側面から捉えることができます。また、エネルギー利用や気候変動対策など、環境に関連するゴールが数多く設定され、それらは、社会、経済に関連するゴールの土台となっていることから、環境の分野において、持続可能な社会を構築することがSDGsの全体の目標達成に向けて重要となっています。

さらに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすためには、市民・市民団体、事業者、市が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

<SDGsとは>

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年までに国際社会がめざすべき目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。SDGsは、国際レベル、国レベル、自治体レベル、民間レベルなど、あらゆるレベルでの取り組みが重要とされています。

また、持続可能な開発のキーワードとして、人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、平和（Peace）、連携（Partnership）の5つのPを掲げています。



17のゴール




5つのP

出典：国際連合広報センター



②第2次計画とSDGsのゴールとの関係


第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			第3次枚方市環境基本計画の関連項目	
計画の基本方針		全体に関連するSDGsのゴール	基本方針に関連するSDGsのゴール	
基本方針①	再生可能エネルギーの普及促進や環境に配慮した電動車の普及促進、建築物の省エネ化に関する事項		 	②地球環境 ○省エネルギー・省CO2活動の促進 ○再生可能エネルギーの普及促進
基本方針②	市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO2活動の促進に関する事項		 	①パートナーシップ・環境教育 ○市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進 ○ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 ○環境コミュニケーションの推進
基本方針③	気候変動の適応策や環境に配慮した交通対策、緑の保全に関する事項		 	②地球環境 ○気候変動の影響に対する適応策の推進 ③自然環境 ○緑の保全と創出 ⑤都市環境・生活環境 ○人と環境に配慮したまちづくりの推進
基本方針④	廃棄物対策や循環型社会の形成に関する事項		 	④資源循環 ○廃棄物の発生抑制 ○リサイクルの促進 ○廃棄物の適正処理の推進

③計画全体に係るSDGsのゴール及びターゲット

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）					
計画全体に関連するSDGsのゴール		対応するターゲット			関連性・高
計画全体	13. 気候変動に具体的な対策を 	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。		◎
		13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		◎
		13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		◎
		13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。		◎
		13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。		◎

④計画の基本方針とSDGsのゴール及びターゲットとの関係

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）				第3次枚方市環境基本計画 の関連項目
計画の基本方針	関連するSDGsのゴール	対応するターゲット	継続・育	
基本方針① 再生可能エネルギーの普及促進や環境に配慮した電動車の普及促進、建築物の省エネ化に関する事項	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	◎	②地球環境 ○省エネルギー・省CO2活動の促進 ○再生可能エネルギーの普及促進
		7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	◎	
		7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	◎	
		7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	◎	
		7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う	◎	
		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。			
	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。			
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	◎		
	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	◎		
	9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。			
	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	◎		
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。			

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）				第3次枚方市環境基本計画 の関連項目	
計画の基本方針	関連するSDGsのゴール	対応するターゲット	継・育		
基本方針② 市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO2活動の促進に関する事項	4. 質の高い教育をみんなに 	4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	◎	①パートナーシップ・環境教育 ○市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進 ○ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 ○環境コミュニケーションの推進
		4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。		
		4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	◎	
		4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。		
		4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。		
		4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。		
		4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	◎	
		4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。		
		4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。		
		4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる		

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第3次枚方市環境基本計画
の関連項目

計画の基本方針	関連するSDGsのゴール	対応するターゲット	継続
基本方針② 市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO2活動の促進に関する事項	17. パートナーシップで目標を達成しよう 	17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	
		17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	
		17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	
		17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	
		17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	
		17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	
		17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	◎
		17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。	
		17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	
		17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	
		17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	
		17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	
		17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	
		17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	◎
		17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	
		17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	◎
		17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	◎
		17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	
		17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	

- ①パートナーシップ・環境教育
- 市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進
 - ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進
 - 環境コミュニケーションの推進

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第3次枚方市環境基本計画
の関連項目

計画の基本方針	関連するSDGsのゴール	対応するターゲット	継続性	
気候変動の適応策や環境に配慮した交通対策、緑の保全に関する事項	15. 陸の豊かさも守ろう 	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	◎
		15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	◎
		15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	
		15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	◎
		15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	◎
		15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	
		15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	
		15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	
		15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	
		15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	◎	
	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。		
	11. 住み続けられるまちづくりを 	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
		11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	◎
		11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
		11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	◎
		11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
		11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	◎
		11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	◎
		11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	◎
11.b		2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	◎	
11.c		財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する。		

基本方針③

- ②地球環境
 - 気候変動の影響に対する適応策の推進
- ③自然環境
 - 緑の保全と創出
- ⑤都市環境・生活環境
 - 人と環境に配慮したまちづくりの推進

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第3次枚方市環境基本計画
の関連項目

計画の基本方針	関連するSDGsのゴール	対応するターゲット	継続・育
基本方針④ 廃棄物対策や循環型社会の形成に関する事項	12. つくる責任 つかう責任 	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	◎
		12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	◎
		12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	◎
		12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	◎
		12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	◎
		12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	◎
		12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	◎
		12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	◎
		12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	◎
		12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	◎
	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	◎	
	8. 働きがいも、 経済成長も 	8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	
		8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	◎
		8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	◎
		8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	◎
		8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
		8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	
		8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
		8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	
		8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	
8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。			
8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。			

④資源循環

- 廃棄物の発生抑制
- リサイクルの促進
- 廃棄物の適正処理の推進

<参考：第3次枚方市環境基本計画の基本目標と環境施策の体系、SDGs との関係>

